

武蔵野市農業委員会委員候補者  
推薦及び募集要領

令和8年3月

武蔵野市市民部産業振興課



## 武蔵野市農業委員会委員候補者 推薦及び募集要領

### 【農業委員について】

#### 1 農業委員の主な職務

- ・ 農地転用、農地の無断転用の防止・解消などの農地法等に基づく農業委員会の権限に関する事項についての審議等
- ・ 農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の防止・解消等、農地の利用の最適化に関する事項についての審議等
- ・ 毎月1回（毎月25日前後頃）程度の会議への出席
- ・ 研修会等への出席
- ・ 農地パトロールにおける農地の現地確認

#### 2 任期

農業委員会委員としての任命の日（令和8年7月20日）から3年間

#### 3 身分及び報酬額

地方自治法第203条の2に規定する特別職の非常勤で、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づき、報酬を支給。

会長 61,000円（月額）

委員 46,000円（月額）

#### 4 委員定数

農業委員会委員 14名

このうち、少なくとも1名は農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者を含む必要があります。（農業委員会等に関する法律第7条第6項）

なお、ここでいう利害関係を有しない者とは、特定の資格等が求められるものではなく、弁護士、司法書士、行政書士等のほか、例えば、会社員、商工事業者、消費者団体関係者、教育関係者など、農業に従事していない広範な者が該当し得ます。

#### 5 秘密保持義務（昭和26年法律第88号 農業委員会等に関する法律第14条）

農業委員については、秘密保持義務が課されています。

この対象として、具体的には、農地台帳の公表事項ではない農地所有者及び賃借人等の住所、賃借等の額その他職務上知り得た秘密が該当します。

農業委員は、その職を退いた後も含め、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととされています。

## 【募集及び選考について】

### 1 推薦及び応募の対象

農業委員会委員候補者

### 2 推薦及び応募の資格

次のいずれにも該当する方

- (1) 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる。
- (2) 令和8年7月20日時点で、満18歳以上である。
- (3) 同時点で、武蔵野市の一般職の職員（会計年度任用職員含む）ではない。
- (4) 下記に記載の「3 委員になることができない方」に該当しないこと。

### 3 委員になることができない方（農業委員会に関する法律第8条ほか）

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する方。  
その他、他の法律で兼職の禁止が明記されている職についている方。

### 4 募集期間

令和8年3月2日（月曜日）から3月31日（火曜日）まで

## 5 推薦及び応募の方法

所定の推薦書又は応募申込書に必要な事項を記入してください。

パターン	様式種別	様式名
個人が農業者個人を推薦する場合 個人が農業委員会の所掌事項に利害関係を有しない個人を推薦する場合	第1号様式 (第3条関係)	武蔵野市農業委員会委員候補者推薦書(個人)
農業関係団体等が農業者個人を推薦する場合	第2号様式 (第3条関係)	武蔵野市農業委員会委員候補者推薦書(法人又は団体)
農業委員会の所掌事項に利害関係を有しない個人が自薦する場合	第3号様式 (第3条関係)	武蔵野市農業委員会委員候補者申込書

上記に当てはまらない場合は、必ず直接お問い合わせください。

個人が農業委員会の所掌事項に利害関係を有しない個人を推薦する場合の第1号様式については「推薦の理由」を400字以上記載してください。

第3号様式については「応募の理由」を800字以内で記載するとともに、住民票の写し(2か月以内に発行)を添えて提出してください。

## 6 提出方法

市役所窓口にて直接提出、または郵送

※メール及びファクスによる提出は受付できません。

※提出された書類の返却はできかねますので、ご了承ください。

## 7 委員候補者の選定

武蔵野市農業委員会委員候補者選定委員会により選定します。なお、必要に応じて、面接を実施する場合があります。

## 8 結果通知

被推薦者、応募者及び推薦者(代表者)に郵送でお知らせします。

## 9 個人情報の取扱い

推薦及び募集により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに、委員の候補者の選定以外の目的に使用することはありません。

ただし、法律等の規定により、提出書類に記載された事項は、住所を除き、すべて公表の対象となりますので、ご承知おきください。

## 10 提出先及び問合せ先

武蔵野市 市民部 産業振興課 農政係

〒180-8777

武蔵野市緑町2-2-28

電話：0422-60-1833

F A X：0422-51-9408

e-mail：sec-sangyou@city.musashino.lg.jp